

創業しよう！ そうだ！



創業まるっと支援するっす！

山形県内の商工会議所では、創業をワンストップで支援する「やまがたチャレンジ創業応援センター」を開設しております。創業を志す方が円滑な事業立ち上げを行えるように、窓口相談や、立地・空き店舗の相談、創業塾・創業セミナーの各地域での開催、創業時の助成金、創業前の準備としての修業を支援するインターンシップ制度など充実の支援メニューで創業をサポートします。

ワンストップ、ワンパッケージで創業支援！

創業プラン策定、融資相談、また税理士、コンサルタントなど専門家の無料派遣による相談など、創業に関するあらゆる相談をワンストップで受けております。もちろん創業後の経営相談にも対応いたしますので、創業前からの経営に関するワンパッケージでの支援を行います。

相談内容の例

- ・創業プラン（計画書）の作り方
- ・創業時の手続き
- ・創業時に必要な資金の調達方法（公的融資制度）
- ・立地・空き店舗情報に関すること
- ・記帳・税務に関すること
- ・創業後の経営指導 など…



創業塾、セミナーを全県で展開！

県内各地域で創業塾（5 日程度の継続講義）、創業セミナー（半日～1 日）を開催します。いずれも創業ノウハウをギュッと凝縮した内容で実施します。26 年度は女性向けセミナーも 2 回実施します。

創業塾の受講修了者には県制度融資（開業支援資金）の金利優遇の特典もあります。（開催案内については商工会議所・商工会ホームページにて随時お知らせします）

優れたビジネスプランの創業者には助成金※でサポート！

地域ニーズにマッチした事業や、街の賑わい創出につながる事業、独自性ある事業などの創業をお考えの場合、そのビジネスプランによっては、

- ・中心商店街空き店舗活用型の場合、150 万円
- ・一般型の場合、75 万円

を上限に創業経費の助成をいたします。

※応募制となります。審査会（7 月中旬）で採択された方に交付されます。助成金採択者には県制度融資（開業支援資金）の金利優遇の特典もあります。詳しくは各商工会議所、商工会まで。



修業サポート！経営ノウハウを学ぶためのインターンシップ（就労）支援

創業したい業種の企業への修業、また経営ノウハウを学ぶための修業的な就労の場合、3 ヶ月間の人件費（上限 10 万円／月）を助成します。

創業を志す方の修業サポート受け入れ企業も募集します。

「後継者不在」で事業継続に不安を抱いている企業と、創業希望者のマッチングにより、将来的な事業承継のきっかけ作りにも活用ください。



県内支援機関との連携で、創業、経営をサポート！

- ・日本政策金融公庫（融資制度）
- ・山形県信用保証協会（融資制度、保証制度）
- ・山形県企業振興公社（専門家派遣制度、国の助成金）
- ・山形県中小企業団体中央会（企業組合設立）
- ・（株）山形街づくりサポートセンター
- ・庄内地域産業振興センター など

助成金、融資をはじめ、上記のメニューの利用には一定の要件があります。

本事業についての詳細は、お近くの商工会議所・商工会へお問い合わせください。



- ・山形商工会議所 TEL:023-622-4666
- ・鶴岡商工会議所 TEL:0235-24-7711
- ・新庄商工会議所 TEL:0233-22-6855
- ・天童商工会議所 TEL:023-654-3511

- ・酒田商工会議所 TEL:0234-22-9311
- ・米沢商工会議所 TEL:0238-21-5111
- ・長井商工会議所 TEL:0238-84-5394
- ・山形県商工会連合会 TEL:050-3540-7211

（県内の各商工会は裏面をご覧ください）

詳しい「募集要領」、「申請様式」、「Q&A」は以下のホームページに掲載しております。

<http://www.yamagata-cci.or.jp/sogyo-ouen>

山形商工会議所

検索

お問合せいただければ、資料一式を送付いたします。

募集要領 (一部抜粋)

1 創業助成金

県内で新たに創業する方に対して、創業経費の一部を最大6ヶ月間、助成するものです。

(注意) 応募者全員が助成を受けられるわけではありません。応募者の中から審査会にてビジネスプラン等の審査を行い採択者を決定いたします。

- 【対象者・要件】
- ・市場やニーズをとらえたビジネスプランであり、需要や雇用を創出する事業であること。
 - ・創業後の事務所、店舗、工場等の事業拠点が県内にあること。
 - ・創業する事業が対象外業種に該当しないこと。
 - ・創業する事業が関係法令または公序良俗に反することなく地域社会に貢献するものであること。
 - ・平成26年中の創業が確実であること。(既創業者は平成26年1月以降の創業であること)
 - ・国税、地方税等の滞納がないこと。
 - ・創業後も商工会議所、商工会の支援を継続して受けること。など

【助成内容】

① 中心商店街空き店舗活用型	各地域の中心商店街内にある 空き店舗での創業 ※1 (商店街への加盟も要件となります)	創業に係る経費※2の2/3以内、 上限 150万円
② 一般型	①に該当しない場合の創業	創業に係る経費※2の1/2以内、 上限 75万円

※1 その店舗が中心商店街に該当するかは各商工会議所、商工会へお問い合わせください。

※2 創業に係る経費とは、内・外装設備、店舗等家賃、事務用品等消耗品費、チラシなど広告宣伝費、試作品製作・検査等委託費、外部専門家謝金などです。土地・建物取得、機械等の減価償却資産取得、役員報酬・専従者給与等には充当できません。

【申請受付期間】 平成26年5月19日(月)～7月7日(月)まで(必着)

【申請先】 開業予定地の商工会議所、商工会

2 修業サポート・インターンシップ事業助成金 (創業予定者の経営ノウハウ取得支援)

県内の中小企業が、その技術や経営ノウハウの修業のために、創業を予定している方の就労を受け入れる場合、原則として3ヶ月間、月当り最大10万円を助成するものです。

常用での就労を前提としておりますが、数日間の短期体験型での就労でも構いません。

「後継者不在」で事業の継続に課題を抱えている企業と、創業者のマッチング支援(将来的な事業承継)での活用も可能です。受入企業側、就労希望者側 両方の募集を行っております。(助成は賃金等の2/3助成となりますので受入企業の自己負担も発生します)

- 【受入企業の対象・要件】
- ・事業拠点が県内にある中小企業であること。
 - ・事業内容が対象外業種に該当しないこと。
 - ・事業内容が関係法令または公序良俗に反していないこと。
 - ・国税、地方税等の滞納がないこと。
 - ・商工会議所、商工会の支援を受けていること。など

- 【就労希望者の対象・要件】
- ・近い将来に創業を志し、経営ノウハウ取得に意欲のある方

【申請受付期間】 平成26年5月19日(月)～9月30日(火)まで(必着)

【申請先】 受入企業……所属する商工会議所、商工会
就労希望者……居住する市町村の商工会議所、商工会

上記2つの助成金については、記載以外にも要件等がありますので、関心をお持ちの方は、ぜひ商工会議所、商工会へお問合せください。(募集要領や申請様式はホームページからダウンロードもできます)

県内商工会一覧

上山市商工会 (TEL 023-672-2057) / 山辺町商工会 (TEL 023-664-5939) / 中山町商工会 (TEL 023-662-2207) / 村山市商工会 (TEL 0237-55-4311) / 東根市商工会 (TEL 0237-43-1212) / 尾花沢市商工会 (TEL 0237-22-0128) / 大石田町商工会 (TEL 0237-35-2131) / 寒河江市商工会 (TEL 0237-86-1211) / 河北町商工会 (TEL 0237-73-2122) / 西川町商工会 (TEL 0237-74-3135) / 朝日町商工会 (TEL 0237-67-2207) / 大江町商工会 (TEL 0237-62-4128) / もがみ南部商工会 最上事務所 (TEL 0233-43-2184) / 舟形事務所 (TEL 0233-32-2242) / 大蔵事務所 (TEL 0233-75-2162) / もがみ北部商工会 真室川事務所 (TEL 0233-62-2347) / 金山事務所 (TEL 0233-52-2349) / 鮭川事務所 (TEL 0233-55-2032) / 戸沢事務所 (TEL 0233-72-2665) / 南陽市商工会 (TEL 0238-40-3232) / 高畠町商工会 (TEL 0238-52-0576) / 川西町商工会 (TEL 0238-46-2020) / 小国町商工会 (TEL 0238-62-4146) / 白鷹町商工会 (TEL 0238-85-0055) / 飯豊町商工会 (TEL 0238-72-3000) / 庄内町商工会 (TEL 0234-42-2556) / 立川支所 (TEL 0234-56-2219) / 羽羽商工会 (TEL 0235-64-2130) / 羽黒支所 (TEL 0235-62-4252) / 櫛引支所 (TEL 0235-57-2833) / 三川支所 (TEL 0235-66-3795) / 朝日支所 (TEL 0235-53-3580) / 大山支所 (TEL 0235-33-2117) / 温海支所 (TEL 0235-43-2411) / 遊佐町商工会 (TEL 0234-72-4422) / 酒田ふれあい商工会 (TEL 0234-52-3012) / 八幡支所 (TEL 0234-64-2428) / 松山支所 (TEL 0234-62-2235)